

さっぽろ障がい者プラン2018（案）

みなさんからのご意見を募集します

～パブリックコメントの実施について～

募集期間

平成29年12月20日（水曜日）から

平成30年1月18日（木曜日）まで 【必着】

札幌市では、現在、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、さっぽろ障がい者プラン2018の策定（計画期間：2018年度～2023年度）に取り組んでいます。

さっぽろ障がい者プラン2018とは、障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるほか、障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な見込みなどについて定めるものです。

この計画の案について、みなさまのご意見を募集いたします。

なお、皆様からお寄せいただいたご意見等について個別の回答はいたしません。ご意見等の概要とそれらに対する札幌市の考え方につきまして、平成30年3月頃に公表いたします。

平成29年（2017年）12月

札幌市

こうひょうしりょう
公表資料

さっぽろ ^{しょう}障がい者 ^{しゃぶらん}プラン2018 (案) ^{あん}

こうひょうばしょ
公表場所

1 ^{しやくしやとう}市役所等における ^{はいふ}配布・^{えつらん}閲覧

- ・ ^{しやくしよ}市役所 (3 ^{かいしやう}階 ^{ふくしか}障がい福祉課、2 ^{かいしせいかんこうぶつこーなー}階市政刊行物コーナー)
- ・ ^{かくくやくしよ}各区役所 (^{そうむきかくかこうちやうがかり}総務企画課広聴係、 ^{ほけんふくしか}保健福祉課)
- ・ ^{かく}各 ^{せんたー}まちづくりセンター
- ・ ^{しんたいしやうがいしやふくしせんたー}身体障害者福祉センター
- ・ ^{しちやうかくしやう}視聴覚 ^{しやじやうほうせんたー}障がい者情報センター

2 ^{さっぽろしほーむぺーじ}札幌市ホームページによる ^{えつらん}閲覧

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/>

いけん ぼしゅうきかん
意見の募集期間

^{へいせい}平成29年 ^{ねん}12月 ^が20日 (水曜日) ^{にち}～ ^{へいせい}平成30年 ^{ねん}1月 ^が18日 (木曜日) 【必着】

いけん ていしゅつほうほう
意見の提出方法

「^{いけん}ご意見シート」、又はこれに ^{また}準じた様式にて、^か下記提出先へ ^{ゆうそう}郵送、
^{じさん}持参、^{ふあくす}ファクスまたは ^{でんしめーる}電子メールにより ^{ていしゅつ}提出してください。(^{いけん}ご意見の
^{がいやうとう}概要等を ^{こうひょう}公表する場合、^{ばあい}氏名及び ^{しめいおよ}住所は ^{じゅうしょ}公表いたしません。)

※ 電子メールによる場合は、ウィルス感染を避けるため、ファイルは添付せず、件名に「障がい者プランに対する意見」と記載し、本文欄の記入用紙に準じた様式でご意見を記載して、送信してください。

※ 障がいなどにより、上記の方法によるご意見の提出が困難な場合は、点字によるご意見の受付や、手話によるご意見の通訳などを行いますので、下記のお問い合わせ先まで個別にご相談ください。

意見の提出先・お問い合わせ先

札幌市保健福祉局 障がい福祉課（札幌市役所本庁舎3階）

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

ファクス 011-218-5181 電話 011-211-2936

電子メール jigyoukeikaku@city.sapporo.jp

受付時間：平日の午前8時45分から午後5時15分まで（持参の場合）

※平成29年12月29日（金曜日）～平成30年1月3日（水曜日）を除く

【漢字の表記について】

札幌市では障害の「害」の文字は、漢字の「害」という言葉に否定的な印象があるため、原則としてひらがなで表記しています。ただし、「障害者基本法」や「身体障害者手帳」といった、法律などで定められた用語については、漢字をそのまま使っています。